

正誤表

ページ数	段落/行	(誤)	(正)
53	脚注36	香港法人が自己の保有する資産に対し他へ担保提供する場合又はCompanies Ordinance(Cap.32) Part XIに基づき香港において登録された外国法人が香港において保有する資産に対し他へ担保提供する場合、担保設定日から5週間以内に担保設定が行われたことをCompanies Registryへ登録する必要がある。(Companies Ordinance Section 80(1)、Section 91 (1))	香港法人が自己の保有する資産に対し他へ担保提供する場合又はCompanies Ordinance(Chapter 622) Part XVIIに基づき香港において登録された外国法人が香港において保有する資産に対し他へ担保提供する場合、担保設定日から1か月間以内に担保設定が行われたことをCompanies Registryへ登録する必要がある。(Companies Ordinance 335(1)ないし336(1))
57	脚注39/2行目	低当権登録	抵当権登録
220	脚注14	Curtis Davis Garrard(発行当時)発行の「PURCHASING NEWBUILDINGS IN CHINA」11頁参照のこと。なお、事例を通じて当職らが2011年当時中国弁護士に照会した内容もこれと同様である。	中華人民共和国における上記規制は、2010年7月30日に変更され、中国の「銀行」が発行するRefundment Guaranteeについては、発行の都度、State of Administration of Foreign Exchange (SAFE) による承認を取得することは不要となった。
228	参照番号	【6-V-2】	【6-I-2】
333	2行目	<<書式04e>	<<書式04e>>
591	(b)1段落目、16行目	下記Ⅲ3「Security Agentについて」	下記Ⅲ4「Security Agentについて」

補充表

ページ数	段落/行	補充内容	参照Document
346	南アフリカ共和国におけるAssociated Shipのアレストが認められる3つの場合	南アフリカ共和国におけるAssociated Shipのアレストが認められる3つの場合について、説明の追加	【No.01】南アフリカにおけるAssociated Shipのアレスト(差押え)について 【No.01a】南アフリカAdmiralty Jurisdiction Regulation
137~143	【5-IV-2】全体の改訂	裸傭船の場合の担保取得方法に関する追加	【No.02】Chapter 5 船舶金融の担保の概要(4)-その他、IV BBCのファイナンスの場合の留意点、2.保険 [2016.03.01改訂]